

事業主の皆さんへ
お知らせします

平成28年度から個人住民税の 給与天引きを徹底します

給与支払者は従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わり市町村に納入すること（特別徴収）が法律と条例で義務付けられています。

千葉県および県内市町村では、その適正化に取り組んでおり、アルバイト、パート、役員などを含む全ての従業員の個人住民税について、特別徴収を徹底します。

一定の例外を除き、全事業主が対象となります。

成田市・富里市・芝山町以外の事業者も参加できますので、初めて特別徴収事務を行う事業者、担当者は参加ください。

成田市・富里市・芝山町以外の事業者も参加できますので、初めて特別徴収事務を行う事業者、担当者は参加ください。

個人住民税の特別徴収事務についての説明会

内容

個人住民税の特別徴収の制度

個人住民税の源泉徴収との違い（所得税の源泉徴収との違いなど）

特別徴収の法律上の義務と必要性、近県での実施状況

特別徴収の手続に使用する各書類の説明

公売参加申込期間

入札期間

公売参加申込期間

入札期間